

名古屋市特定街区運用基準

令和7年4月

名古屋市住宅都市局

名古屋市特定街区運用基準

目次

第1	指定方針	1
1	目的	
2	指定	
3	運用	
第2	用語の定義	2
第3	指定要件	3
1	地域	3
2	形状及び規模	3
3	道路	3
第4	指定基準	5
1	有効空地	5
(1)	有効空地の基準	5
(2)	有効空地の算定係数	5
2	建築物関係	7
(1)	高さ及び壁面の位置の制限	7
(2)	指定容積率	7
3	近隣関係	8
(1)	土地利用	8
(2)	都市施設	8
(3)	防災	9
(4)	環境	9
(5)	福祉	10
4	指定容積率の算定	10
(1)	誘導用途整備による割増容積率	10
(2)	公共貢献による割増容積率	10
(3)	敷地集約化による割増容積率	10
(4)	有効空地整備による割増容積率	11
5	協定の締結	13

6	都市計画図書及び添付図書等	13
	(1) 都市計画図書	13
	(2) 添付図書等	13
7	有効空地の維持・管理	15
	(1) 有効空地の表示	15
	(2) 有効空地の一時占用の扱いについて	15
附則	施行日 -----	17

名古屋市特定街区運用基準

第1 指定方針

1 目的

特定街区は、良好な環境と健全な形態を有する建築物を誘導し、もって街区の整備改善を行い、都市機能の更新と魅力的な都市空間の形成・保全を図ることを目的とする。

2 指定

特定街区は、本市策定の総合計画、「名古屋市都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等並びに地域について定められた整備方針、整備計画がある場合、その整備方針等に適合するよう指定を行う。

3 運用

- (1) 本制度は、有効な空地の整備等の他、誘導用途整備、公共貢献及び敷地集約化等に取り組むプロジェクト等に対して積極的に活用する。
- (2) 特定街区の指定は、本運用基準を目安としつつ、都市整備の目標、公共施設の整備状況、都市防災機能の強化、周辺市街地の土地利用の動向等の地区の特性を踏まえ、総合的な判断に基づいて弾力的に運用するものとする。

第 2 用語の定義

- (1) 本運用基準における用語の定義は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）及びその他の法令で使用する用語の例による。
- (2) 本運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
- ① 基準容積率
基準法第 52 条第 1 項（第 7 号を除く。）から第 7 項まで及び第 9 項で規定される容積率をいう。ただし、名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画の区域内又は錦二丁目 7 番地区計画の西地区の区域内においては、当該地区計画において定められた容積率の最高限度中の地区計画基準容積率を基準法第 52 条第 1 項各号に掲げる数値とみなした上で、同条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項で規定される容積率をいう。
 - ② 指定容積率
特定街区により指定する容積率をいう。
 - ③ 割増容積率
本運用基準第 4. 4 の基準により割増しされる容積率をいう。
 - ④ 基準建蔽率
基準法第 53 条で規定される建蔽率をいう。
 - ⑤ 壁面の位置の制限
法第 8 条第 3 項第 2 号りに規定する壁面の位置の制限をいう。
 - ⑥ オープンスペース
「名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕」（以下「オープンスペース基準」という。）に定める市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間をいう。
 - ⑦ 有効なオープンスペース率
オープンスペース基準に定める有効なオープンスペース率をいう。
 - ⑧ 誘導用途
本市策定方針である「都市開発諸制度の運用方針」に定める誘導用途をいう。

第3 指定要件

特定街区の指定は、1 から 3 までの要件及び第 4 指定基準に適合するもののうち、都市計画
画
上
整
備
が
必
要
と
判
断
さ
れ
る
街
区
に
つ
い
て
行
う。

1 地域

特定街区は、用途地域内にあるものに指定する。

2 形状及び規模

(1) 形状及び規模

特定街区は、原則として、道路で囲まれた整った形態の街区で、かつ、その規模が、お
お
む
ね
次
表
に
示
す
区
分
ご
と
の
規
模
以
上
で
あ
る
こ
と。

用途地域	規模
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	0.5ha
近隣商業地域、商業地域	0.2ha
その他地域	0.3ha

(2) 複数街区の特例

複数の街区からなる地区において、一体的かつ計画的に街区の整備が行われると認め
ら
れ
る
と
き
は
、
こ
れ
ら
の
街
区
を
1
つ
の
特
定
街
区
（
以
下
「
複
数
街
区
」
と
い
う。
）
と
し
て
指
定
し
、
運
用
す
る
こ
と
が
で
き
る。
こ
の
場
合
、
次
の
ア
か
ら
ウ
ま
で
の
す
べ
て
の
要
件
に
該
当
す
る
こ
と。

ア 街区相互の位置関係が一体とみなされること。

イ 個々の街区を同時に特定街区に指定できること。

ウ 街区の面積の合計は、原則として、0.5ha 以上とし、街区の最小規模は 0.1ha 以上で
あ
る
こ
と。
ま
た
、
少
な
く
と
も
1
つ
の
街
区
の
規
模
は
第
3.
2.
(1)
に
掲
げ
る
規
模
以
上
と
す
る
こ
と。

3 道路

(1) 接道

特定街区は、幅員がおおむね次表の区分に掲げる数値以上の道路により囲まれている
こ
と。
た
だ
し
、
ア
か
ら
ウ
ま
で
の
す
べ
て
の
要
件
に
該
当
す
る
場
合
は
、
こ
の
限
り
で
な
い。

ア 河川、軌道、壁面の位置の制限により確保される通路その他これらに類するものによ
り
道
路
と
同
等
の
空
間
が
確
保
さ
れ
る
場
合

イ 交通上及び消防活動上支障がない場合

ウ 主要道路を含め次表に掲げる道路に 2 面以上接している場合

基準容積率	主要道路	その他道路
300%未満	8 m	6 m
300%以上 600%未満	12m	6 m
600%以上 800%未満	16m	8 m
800%以上	22m	8 m

(2) 主要道路の接道

特定街区は主要道路に特定街区の周長の1/10以上接していること。

(3) 都市計画道路の特例

特定街区が未整備の都市計画道路に接する場合又は当該街区内に都市計画道路がある場合において、交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認められるときは、当該都市計画道路を上記表に掲げる道路とみなすことができる。この場合、当該街区のうち都市計画道路に係る部分の面積は、特定街区内の建築物の敷地面積に算入しない。

第4 指定基準

1 有効空地

(1) 有効空地の基準

ア 有効空地の定義

有効空地とは、特定街区内の空地又は建築物の開放空間のうち、原則として次の1)から4)までに該当する空地をいう。ただし、オープンスペース基準第一章第4. 対象区域の規定に該当するものは、本運用基準内(第4. 1(2)及び7(2)を除く。)の「有効空地」を「オープンスペース」と読み替えることとする。

- 1) 日常一般に開放され、市民が自由に利用又は通行できるもの(当該部分に設ける植栽、花壇、池泉その他の修景施設を含み、自動車が入り又は駐車する部分を除く。)であること。ただし、第4. 1(2)アに掲げる保育所の屋外遊戯場として利用する場合又は、建築物の開放空間で管理上の必要から深夜等に閉鎖する場合はこの限りでない。
- 2) 最小幅は4m以上(歩道状空地については2m以上)であること。ただし、屋内空地である場合は6m以上であること。
- 3) 一団の空地の最小面積は、100 m²以上であること。ただし、屋内空地である場合は、300 m²以上であること。
- 4) 地盤面との高低差が6m以内であること。

イ 有効空地の最低限度

特定街区は、2/10 又は、10/10 から基準建蔽率の数値を除いた数値のうち、いずれか大きい数値を特定街区面積に乗じて得た面積に相当する有効空地を、当該街区内に確保しなければならない。

(2) 有効空地の算定係数

有効空地面積は、次のアからウまでの定めに従い算出された数値をいう。原則として、屋内の有効空地面積は、全有効空地面積の1/2を超えない。ただし、オープンスペース基準を適用するものについては当該基準によるものとする。

ア 次表に掲げる各区分に応じた該当の有効係数を有効空地対象面積に乗ずる。

区分	有効係数
(青空有効空地)	
1) 広場状のもので、一団の空地が300 m ² 以上のもの	1.2
2) 歩道状のもので、道路に接して設けられ歩行者の通行に供するもので、道路から4 mまでの部分	1.2
3) それ以外のもの	1.0

(半青空有効空地)	
1) 高さ／奥行比が 1/1 以上の部分	1.0
2) 高さ／奥行比が 1/2 以上 1/1 未満の部分	0.8
(屋内有効空地)	
1) 天井高 10m 以上で、かつ、面積 300 m ² 以上の広場状公開空地。 ただし、3) に掲げる自由通路が整備されたもの	1.0
2) 上記の 1) に連続し、一体的に活用できる公開空地で、天井高 5 m 以上のもの	0.8
3) 上記の 1) に至る通路で、通常自由に通行できる幅 6 m 以上、高さ 3 m 以上のもの	0.8
4) 独立して設けられた自由通路で、幅 6 m 以上、高さ 3 m 以上のもの。青空有効空地等と 2 方向以上で結ばれること	0.8
(保育所の屋外遊戯場)	
保育所（設置者が国、県及び市以外である場合においては設置認可を受けるものに限る。）に併設する屋外遊戯場で、以下の要件に適合するもの	0.5
① 保育所が不足し、又は不足するおそれがあることから、保育所の確保が必要であると認められる区域内にあること	
② 原則として、当該屋外遊戯場を青空有効空地とみなした場合に、上記の青空有効空地の要件を満たすものであること	
③ 原則として、屋上に設置するものでないこと、また、ピロティ等建築物の部分によって覆われていないこと	
④ 建築物の利用状況の変化等によりやむを得ず屋外遊戯場を廃止する場合には、当該部分を青空有効空地等として整備するものであること	

イ アで算出された数値に、次表に掲げる各区分に応じた該当の有効係数を乗ずる。

区分	有効係数
(有効空地と地盤高との段差)	
1) 0～1.5m 未満	1.0
2) 1.5m 以上 3.0m 未満	0.8
3) 3.0m 以上 6.0m 未満	0.6
ただし、地形及び建築計画から良好と認められるものについてはこの限りでない。	
(天井高、はり下高)	
1) 10m 以上	1.0

2) 5 m以上 10m未満	0.8
3) 2.5m以上 5 m未満	0.6
(道路からの見通し) 道路からの見通しが著しく妨げられるもの。(ただし、屋内有効空地又は保育所の屋外遊戯場は除く。)	0.5

ウ 特 例

- 1) アトリウム（大規模吹き抜け空間）等
アトリウム等特別な場合は、別途形状などにより有効係数を個別に判断する。
- 2) 市街地環境への特別な寄与
有効空地の位置、形態、意匠、緑化等や有効空地に面する建築物の意匠、形態等が当該空地の効用を増大し、市街地の環境整備に特に寄与すると認められるものの有効係数は、上記ア、イを乗じた係数に 1.2 を乗じて得られた数値とすることができる。

2 建築物関係

(1) 高さ及び壁面の位置の制限

建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、次のアからウまでを配慮して定める。

ア 建築物の高さ

建築物の各部分の高さは、原則として、当該部分から道路等の中心線までの水平距離の 5 倍を超えないこと。ただし、周囲の建築物又は空地の状況を考慮して採光上支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 日 影

名古屋市中高層建築物日影規制条例に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限が適用される区域において、建築物による日影は当条例の規制値の範囲内とする。

ウ 落下物の危険防止

落下物の危険を防止するため、建築物の各部分から道路等との境界線までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の $1/2$ 以上とすること。ただし、高さ 12m以下の部分又は落下物の防止上有効な措置を講じた部分については、この限りでない。

(2) 指定容積率

指定容積率は、次のア又はイによる。ただし、基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定に該当する建築物（機械室等の部分の床面積の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大

きい建築物)であって、その該当する建築物の部分については、基準容積率の25%を上限として加えることができる。

ア 指定容積率

指定容積率は、誘導用途整備、公共貢献、敷地集約化及び有効空地の整備等を考慮して第4.4に定める基準に基づいて計算した範囲内であること。ただし、指定容積率は、基準容積率に200%を加算した数値か、基準容積率に1.5を乗じた数値のいずれか低い方の範囲内とする。

イ 指定容積率の特例

次の1)から4)に該当する場合の指定容積率の最高限度は、上記アにかかわらず1)から4)に定める数値の範囲内とする。

- 1) 高度利用を図るための一定の内容を有する計画が定められている数ヘクタール以上の地区等※にあつて、誘導用途整備、公共貢献等により当該計画の内容の実現に大きく貢献すると認められる場合の指定容積率は、基準容積率に300%を加算した数値か、1.5を乗じた数値のいずれか低い方の範囲内とする。

※ 都市再開発の方針の2号地区並びに名古屋市総合計画、名古屋市都市計画マスタープランに示す都心ゾーン等

- 2) 水面、緑地等によって囲まれていること等により特に独立性の高いと認められる相当規模以上の地区であつて、当該地区の一体的かつ総合的な開発又は整備を図るための計画が定められている場合に、これを実施する上で特に必要であると認められるものの場合にあつては、指定容積率は、基準容積率に1.5を乗じた数値の範囲内とする。
- 3) 本市策定の「宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針」に基づく宿泊施設を整備する場合、当該方針第4に定める数値の範囲内とする。
- 4) なごや集約連携型まちづくりプランにおける郊外市街地においては、公共性や公益性等の観点からやむを得ない場合を除き、基準容積率以下とする。

3 近隣関係

(1) 土地利用

土地利用構想などの上位計画との整合を図るとともに、近隣が有する地域的社会的な条件を考慮して、周辺の土地利用との調和に努めること。

(2) 都市施設

都市施設との整合を図り、当該街区に集中発生する人や車、物などの円滑な処理に努めること。

(3) 防 災

近隣の防災計画との調和を図るとともに、次のア、イの定めに従い、地域の防災性能の向上に努めること。

ア 避 難

避難時間、避難人口密度等に留意して、近隣の防災計画との整合を図り、適切な避難経路、避難空間を確保すること。

イ 消 防

公的消防機関との協議の上、消防活動に支障が無いよう十分な配慮を行うこと。

(4) 環 境

近隣が有する地域的社会的条件を考慮のうえ、原則として、次のアからカの定めに従い、都市環境を損なわないように努めること。

ア 緑 化

近隣環境に有効な現存樹林の保存と植栽による緑化の回復を図り、屋外の有効空地の2/10以上を緑化すること。また、屋上緑化などにも積極的に努めること。ただし、緑化の割合については、周辺の土地利用の状況等を総合的に判断して、他の利用に供することが望ましい場合はこの限りでない。

イ 日 照

近隣の土地利用の現況及び将来の動向並びに土地の自然的条件を考慮すること。

ウ 電波障害

電波障害の問題を未然に防止するため、関係機関と協議し、適切な措置を講ずること。

エ 風 害

高層建築物に伴う気流の変化がもたらす近隣への風害を未然に防止するため、適切な措置を講ずること。

オ 歴史的又は文化的環境

当該街区又は近隣において、良好な歴史的環境の保全又は文化的環境の維持・向上を図る必要がある場合は、必要な措置を講ずること。

カ 景 観

名古屋市都市景観基本計画及び名古屋市景観計画に適合し、特に都市景観形成地区

にあつては当該地区の景観形成基準に基づき、良好な都市景観の形成に努めること。

(5) 福祉

高齢者や障害者をはじめすべての市民が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適切な配慮を行うこと。

4 指定容積率の算定

指定容積率は、基準容積率に次の(1)から(4)までの基準により算定したそれぞれの数値を加えた合計の数値とすることができる。ただし、(1)から(3)までの基準により算定した数値の合計が(4)により算定した数値を超える場合は、超える数値分を減じたものを指定容積率とする。なお、(1)から(3)までの基準については、「都市開発諸制度の運用方針」の基本的な考え方のもと、以下に示すそれぞれの基準にしたがって割増容積率を算定するものとする。

(1) 誘導用途整備による割増容積率： ΔV_1

誘導用途の整備を評価した数値とする。評価にあたっては、計画地における誘導用途の必要性、都市機能増進等への寄与度などを十分に勘案し、誘導用途の床面積（容積率不算入部分を除く。）に相当する容積率の割増しを行うことを基本とする。

(2) 公共貢献による割増容積率： ΔV_2

本市のまちづくり方針や地域のまちづくり構想、地域の特性や課題等を踏まえ、計画地で必要と考えられる都市環境改善、防災性強化、交通改善、都市魅力向上等の公共貢献を評価した数値とする。

ただし、(1)又は(4)の基準により評価を受けるものについては、原則として評価しない。

(3) 敷地集約化による割増容積率： ΔV_3

優良な開発の誘導に繋がる敷地集約化（当該都市計画に係る事業に限る。）を評価し、以下の計算式により算定した数値とする。

ただし、この割増の評価のために意図的に敷地の細分化等を行った場合を除く。

【都市再生緊急整備地域(名古屋駅周辺・伏見・栄地域) 内の場合】

$$\Delta V_3 (\%) = 50\% \times A + 50\% \times B$$

A : 集約割合係数（以下の(式1)又は(式2)から得られる数値のいずれか大きい数値。ただし、当該数値が1を超える場合、又は、(式3)から得られる数値が1の場合は1とする。)

$$A = \text{集約後の敷地面積} / \text{集約前の最大の敷地面積} \times 1/3 \quad (\text{式1})$$

$$A = \text{集約前の土地の所有者数} \times 1/5 \quad (\text{式 2})$$

B : 街区割合係数

$$B = \text{敷地面積} / \text{街区面積} \quad (\text{式 3})$$

【都市再生緊急整備地域(名古屋駅周辺・伏見・栄地域) 外の場合】

$$\Delta V_3 (\%) = 50\% \times A$$

A : 集約割合係数 (以下の (式 4) 又は (式 5) から得られる数値のいずれか大きい数値。ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)

$$A = \text{集約後の敷地面積} / \text{集約前の最大の敷地面積} \times 1/3 \quad (\text{式 4})$$

$$A = \text{集約前の土地の所有者数} \times 1/5 \quad (\text{式 5})$$

(4) 有効空地整備による割増容積率： ΔV_4

歩行者の利便性、賑わいの向上を図るため、当該特定街区内の有効空地を評価し、以下の表の基準建蔽率の区分に応じた計算式により算定した数値とする。

ただし、良好な共同住宅を延べ面積の1/4以上供給するものについては、割増容積率(ΔV_4)を別途定める。

基準建蔽率	計算式 (ΔV_4 が負となる時は $\Delta V_4=0$)
50%未満	$\Delta V_4(\%) = \frac{20}{3} \times (P - 70)$
50%以上 80%未満	$\Delta V_4(\%) = \frac{20}{3} \times [P - \{20 + (100 - C)\}]$
80%以上	$\Delta V_4(\%) = \frac{20}{3} \times [P - \{20 + \frac{1}{2} \times (100 - C)\}]$

P : 特定街区の面積に占める有効空地面積の割合*(%)

※オープンスペース基準を適用するものは、当該基準内の「有効なオープンスペース率P(%)」とする

C : 基準建蔽率(%)

《参考 容積率の割増算定》

V_{\max}^{*1} (指定容積率) = V (基準容積率) + ΔV (割増容積率) $\Delta V = \Delta V_1 + \Delta V_2 + \Delta V_3 + \Delta V_4^{*2}$ ※1 : V_{\max} の上限は第4. 2. (2)による ※2 : $\Delta V_1 \cdot \Delta V_2 \cdot \Delta V_3$ については、 ΔV_4 との併用が条件		
各評価項目		割増容積率の上限
ΔV_1	誘導用途整備	$(\Delta V_1 + \Delta V_2 + \Delta V_3) \leq \Delta V_4$
ΔV_2	公共貢献	
ΔV_3	敷地集約化	
ΔV_4	有効空地整備	ΔV

5 協定の締結

特定街区の評価要素のうち都市計画で定める項目以外に必要なものについては、その実現性の担保を図るため、市と開発者（開発者と土地所有者が異なる場合は土地所有者を含む）の間で協定を締結するものとする。

- 例 誘導用途の整備及び維持・管理に関する協定
- 公共貢献に係る施設等の整備及び維持・管理に関する協定
- 有効空地の整備及び維持・管理に関する協定など

6 都市計画図書及び添付図書等

(1) 都市計画図書

ア 計画書

イ 総括図（1/25,000）

地域地区を表示した図面に特定街区の区域を表示する。

ウ 計画図

1) 区域図（1/2,500）

都市計画基本図に特定街区の区域を表示する。

2) 特定街区制限図（1/500 以上）

特定街区の区域、壁面の位置並びに計画建築物の低層部、中層部及び高層部の具体的な高さを表示する。また、原則として、街区に接する道路、敷地境界線、街区内通路及び屋外駐車場その他の公共公益施設の配置を併せて示す。

3) 特定街区制限図（断面）（1/500 以上）

壁面の位置及び計画建築物の低層部、中層部及び高層部の具体的な高さを表示する。また、原則として、街区に接する道路、敷地境界線、建築物の断面及び駐車場その他の公共公益施設を併せて表示する。

(2) 添付図書等

ア 申出書

イ 念書・協定書

ウ 権利関係図書（法第 17 条第 3 項、同施行令第 11 条※による）

1) 同意書

2) 公 図

3) 登記簿謄本

4) 印鑑証明書

エ 都市計画の概要

- 1) 総括書（特定街区の決定に際し、評価する要素についての概略を含む）
- 2) 誘導用途の整備計画図及び関連図書
- 3) 公共貢献に係る施設等の整備計画図及び関連図書
- 4) 敷地集約化に関する説明図書
- 5) 有効空地の整備計画図及び関連図書

オ 建築計画の概要

- 1) 建築物の平面図（配置図を含む）
- 2) 建築物の立面図（主要道路側を含む2面以上）
- 3) 建築物の断面図（主要な断面2面以上）

カ 周辺土地利用

- 1) 地域地区図
- 2) 土地利用現況図
- 3) 地盤条件図

キ 周辺交通及び施設

- 1) 都市施設図
- 2) 交通流量図
- 3) 駐車容量図
- 4) 交通処理計画図
- 5) 供給処理計画図

ク 防災計画図

ケ 環境

- 1) 緑地計画図
- 2) 日影図
- 3) 電波障害予想図
- 4) 風環境評価図
- 5) 街区景観図
- 6) 地区景観図

コ その他、市が必要と認めるもの

※ 法第17条第3項

特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

法施行令第11条

法第17条第3項の政令で定める利害関係を有する者は、当該特定街区内の土地について所有権、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関

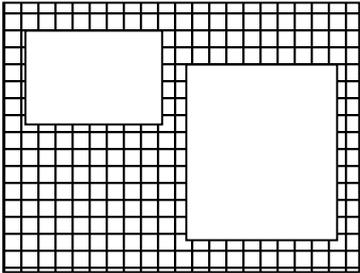
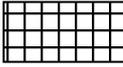
する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

7 有効空地の維持・管理

建築主は、有効空地を適正に維持管理するため、第4.5に基づき有効空地の維持・管理に関する協定を結ぶとともに、次の(1)、(2)の定めに従うこと。なお、オープンスペース基準により整備されたものについては、(2)の定めは当該基準の定めに従うこととする。

(1) 有効空地の表示

建築主は、下図のような有効空地の表示板（縦30cm以上、横50cm以上）を、公衆の目にとまる位置に3か所以上設置すること。なお、保育所の屋外遊戯場を設ける場合は、その範囲が分かるように表示すること。

この広場及び通路は、地区の環境整備に有効な空地として都市計画法（特定街区）に基づいて設けられたものです。	
年 月	
建築主 氏名	
管理者 氏名	
	 有効空地

注) 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名とする。

(2) 有効空地の一時占用の扱いについて

有効空地が公衆に開放された公共的空地、空間であることに鑑み、有効空地内で排他的な行為を行おうとする者は、使用日の前月1日から使用日の10日前までに、市長にその旨を届け出、以下の占用基準に適合していることの確認を受けなければならない。ただし、保育所の屋外遊戯場を第4.5に基づく有効空地の維持・管理に関する協定に掲げられた目的のために占用する場合は除く。

ア 届出者の資格

占用行為の届出をしようとする者は、有効空地进行を適正に維持・管理している者であること。

イ 占用基準

次の各項に適合していること。

1) 行 為

占用行為は次のいずれかに該当すること。

(ア) イベント、コンサート、展示会、大道芸、講演、公開放送、結婚披露又は祭りなど地域の活性化や賑わいづくりに寄与すると認められる行為

※物販又はサービス提供などの商取引を伴う場合は、商取引自体を目的とするものでなく、イベント等に伴い付帯的に提供されるもので、かつ、継続的な占用期間が概ね5日間以内のものであることを条件とする。ただし、当該有効空地进行を含む活動範囲をもつ地域のまちづくり団体等が自らの地域の活性化や賑わいづくりを目的として活用する場合又は、国又は地方公共団体等が主催する場合で、敷地条件や内容等を踏まえ支障ないと特に市長が認めるものについてはこの限りでない。

(イ) 建築物、有効空地进行等の維持管理のための必要最小限の修繕工事及びそれに伴う仮設工事等、その他の管理行為

(ウ) 献血、移動図書館等その他公共公益に資する行為

(エ) オープンスペース基準を適用した特定街区において、オープンスペースへの移行に向けた試行的な活用や所要の再整備に係る時限的な活用で、オープンスペース基準に定める活用基準に適合し、かつ敷地条件や内容、期間等を踏まえて支障がないと認められる行為

2) 期 間

占用期間は、一回の行為について3か月以内とする。ただし、国又は地方公共団体等が主催し、公共公益性が高いと特に市長が認めるものについてはこの限りでない。

同一街区において年間2回以上占用行為が行われる場合は、全行為の延べ日数が年間180日を超えない範囲とする。

3) 占用面積

占用面積は当該街区の有効空地进行の50%以内とする。

附則 施行日

附 則

この運用基準は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 2 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 7年 4月 1日から施行する。